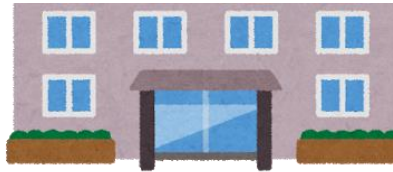


相談のきっかけ

- ・一人暮らしの母が60万円の布団を買わされた。物忘れも増えてこれ以上騙されないか心配



- ・市役所へ相談に行ったところ、権利擁護支援センターを紹介されました。



22

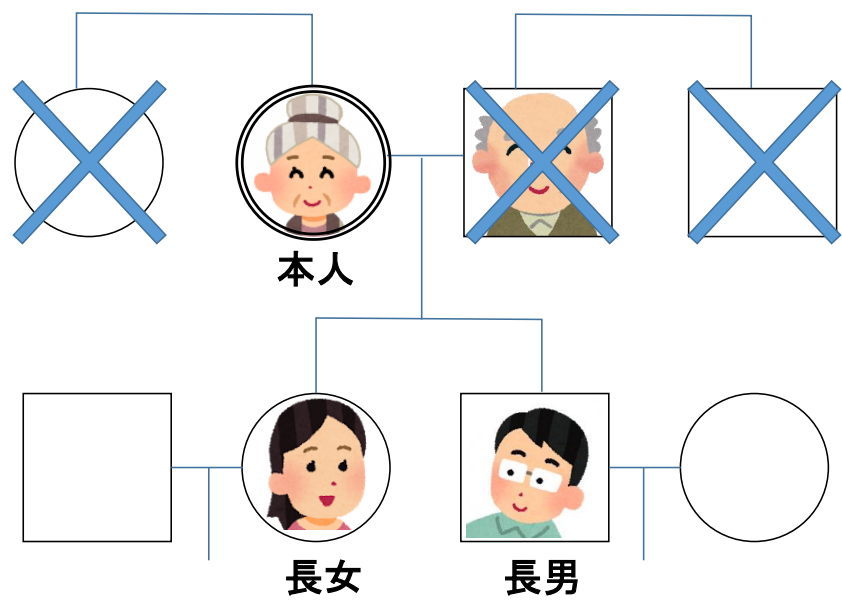
長女：こんにちは。先ほど電話をした者です。よろしくお願いします。

相談員：どうぞお待ちしております。おかけください。

長女：一人暮らしの母が60万円の布団を買わされてしまって、母も80歳になり物忘れも増えてこれ以上騙されないかすごく心配なんです。

それで市役所へ相談に行ったら、成年後見制度が必要かもと言われて権利擁護支援センターを紹介されました。

親族関係図



長女：弟は海外勤務なのですが、ちょうど日本に帰っていたので弟と一緒に相談に来ました。

相談(アセスメント)1/2

本人の希望

- ・家で暮らしたい
- ・子供に迷惑かけたくない

疾患

- ・アルツハイマー型認知症
- ・長谷川式10点

介護保険

- ・要介護1
- ・デイサービス週2回
- ・ヘルパー週2回
(買い物・掃除)



経済状況

- ・遺族年金12万円／月
- ・預金200万円

住環境

- ・築50年の木造一軒家(本人名義)
- ・近所に高齢の友人多数
- ・サロン等にも楽しく参加している

24

長女:

- ・母は半年前にアルツハイマー型認知症の診断を受けました。
物忘れはありますが、子供に迷惑をかけないように家で暮らしたいと強く望んでいます。
- ・心配なので介護保険の申請をして、要介護1の認定を受けてデイサービスとヘルパーさんを利用しています。
- ・近所には親しい友人もいてサロンなどにも通って楽しそうです。
- ・家は母親名義の築50年の木造一軒家に一人で暮らしています。
- ・年金12万円と貯金は200万円くらいでなんとか生活しています。

相談(アセスメント)2/2

親族

- ・長男 海外勤務単身赴任
- ・長女 E市在住(車で3時間)



関係者

- ・包括支援センター
- ・ケアマネ
- ・デイ
- ・ヘルパー
- ・民生委員
- ・友人

課題

悪徳商法に今後も騙される可能性が高い
認知症による短期記憶障害が進行している
火の消し忘れが時々ある



25

長男:

・私は海外に単身赴任しているので、母のことはいつも姉任せですが姉も母のところまでは車で3時間もかかるので負担も大きいと思います。

・母には介護保険の事業所の方や民生委員さんや友人が来てくれてはいますが、悪徳商法に騙されないか心配です。

・市役所で成年後見制度を利用してはどうかと言われましたが、どういう 制度ですか。

成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。



26

相談員: それでは、こちらのリーフレットに沿って説明させていただきますね。

成年後見制度は、認知症や知的、精神の障害などによって物事を判断する力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者いわゆる後見人等を選ぶことで本人を法的に守る制度です。

長男: 法的に守るってどういう意味ですか？

成年後見制度とは

・判断能力が不十分になる前に⇒任意後見制度

今は元気でも、将来、判断能力が不十分になった時に備えて、「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく制度です。



・判断能力が不十分になってから⇒法定後見制度

すでに判断能力が不十分な人に代わって、法律行為をしたり、不利益な契約を取り消したりする制度です。



27

相談員：成年後見制度は2つの仕組みの制度があります。

任意後見制度は、元気なうちに将来、判断能力が不十分になった時に備えてあらかじめ「誰に」「どのような支援をしてもらうか」を自分で選択して公正証書で契約しておくものです。

次に法定後見制度は、認知症などによって判断能力が不十分な方にかわって後見人等が法律行為をしたり、被害にあった契約を取り消したりすることが出来る制度です。

長女：母の場合は法定後見制度が必要な感じがしますが、任意後見制度は自分で選択できていいですね。法定後見制度との違いはなんですか。

相談員：任意後見制度は自分で選ぶことができるのが良い点です。しかし被害にあった契約を取り消すことのできる取消権というものはありません。
お母様のように消費者被害や悪徳商法が心配な場合には法定後見制度の取消権が必要になるかもしれませんね。

長男：そうですね。母には法定後見制度が必要だと思いますが、利用するにはどうしたらいいですか。今、ここで申込みができるのですか。

相談員：家庭裁判所に申立てをすることになりますが、その前にお母様に成年後見制度の説明をして、ご本人が利用することに納得していただけるかが大切です。
お二人からお話しいただいてもいいですし、お母様と一緒に来ていただくか、もしくはこちらからお伺いして説明させていただくことも出来ますよ。

長女：私たちから母に話してみますが、うまく伝えられない場合には連絡します。それで家庭裁判所に行けばいいのですか？

申立が出来る人

申立は

- ・本人
- ・配偶者
- ・4親等以内の親族
- ・市町村長
- ・任意後見人等



親、祖父母、孫、ひ孫
兄弟姉妹、甥、姪
おじ、おば、いとこ
配偶者の親・子・兄弟姉妹

が、行います。

28

相談員：申立て書類の準備について説明させていただきますね。

はじめに、申立が出来る人は法律で定められています。本人、配偶者、4親等内の親族、市町村長などです。

今回はお二人のうちどちらかが申立てることができますし、場合によってはお母さま自身で申立てが出来るかもしれません。

本人が利用する制度を、本人自身で申立てをすることで、ご自分が何に困っていて、そのために後見人等にどのようなお手伝いをしてもらおうかについて納得して進められると思います。

戸籍謄本などの添付書類を揃えることや、記載についての支援は必要かもしれませんが。

長女：その点についても母に話したほうがいいですね。
でも面倒だといひそうですが。

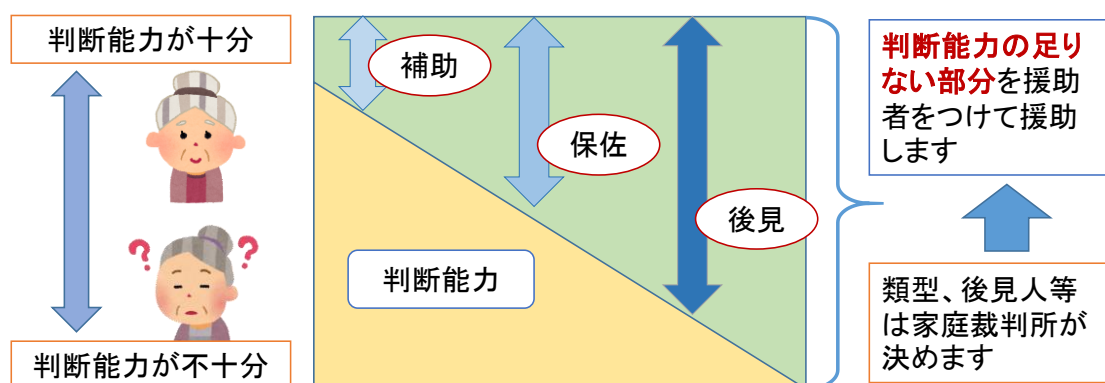
相談員：申立人はどなたかにしていただくとしても、ご本人が成年後見制度を利用して誰にどのようなお手伝いをしてもらおうかということを、あらかじめ理解して納得していただけることが大切です。

そうすることで利用後の支援がスムーズになると思われます。

長男：でも母がどうしても制度利用することを嫌がったら利用できないのですか？

私としては、これ以上誰かに騙されたりしないように、母が嫌だと言っても成年後見制度を利用しておきたいと思いますが。

後見・保佐・補助の3つの類型



判断能力の程度	類型	援助者	援助される人	援助のための権限
不十分	補助	補助人	被補助人	限定同意権 + 限定代理権
著しく不十分	保佐	保佐人	被保佐人	法定同意権 + 限定代理権
欠けているのが通常の状態	後見	成年後見人	成年被後見人	包括的な代理権

29

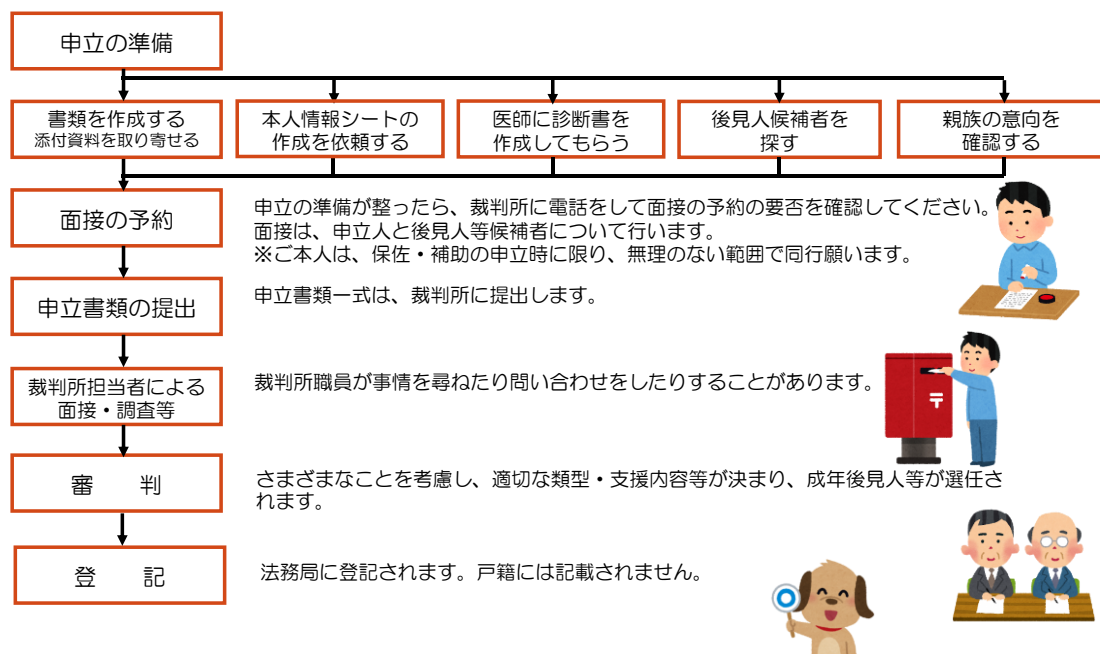
相談員: 成年後見制度には本人の判断能力に応じて3つの類型があります。

このうち後見と保佐類型の場合には、判断能力が不十分のため支援の必要性を理解出来ないため被害にあったり、必要な契約が出来ないため本人にとって不利益とならないようにするために、本人の同意を得ずに申立てを行うことが出来ます。

しかし、本人の同意を得ずに手続きを進めたとして、後見人が選任された後の支援が難しくなることが想定されるので、本人が同意して進めることが出来るといいですね。

長男: わかりました。それで書類を揃えたらどうしたらいいですか。書類はセンターにありますか？

手続きの流れ



30

相談員: 申立て書類一式をお渡ししますね。はじめに成年後見用の診断書が必要ですが、医師にお願いするにあたり、本人情報シートというのが医師の診断の補助資料になります。

本人情報シートはお母様のことをよく知るケアマネさんや包括支援センターの方に記載をお願いしています。

長女: 主治医は内科ですがお願いしてもいいですか？ 本人情報シートというのは、母の事を書くのであれば、私たちの方がよくわかっているので私たちで書いてもいいですか？

相談員: 診断書は、本人の精神状況についてよくご存じであれば、内科の先生に記載していただくことでも差し支えありません。本人情報シートは、社会福祉の専門職等が客観的に本人の生活状況や社会状況を伝えるための資料です。

本人の課題だけでなく、本人の強さや可能性に着目をして、成年後見人等の支援が活用されることで本人の能力や生活状況がどのように変化するのかの予測性等を記載することが必要な資料になりますので、適切な方にお願いしてはどうでしょうか。センターから依頼することも可能です。

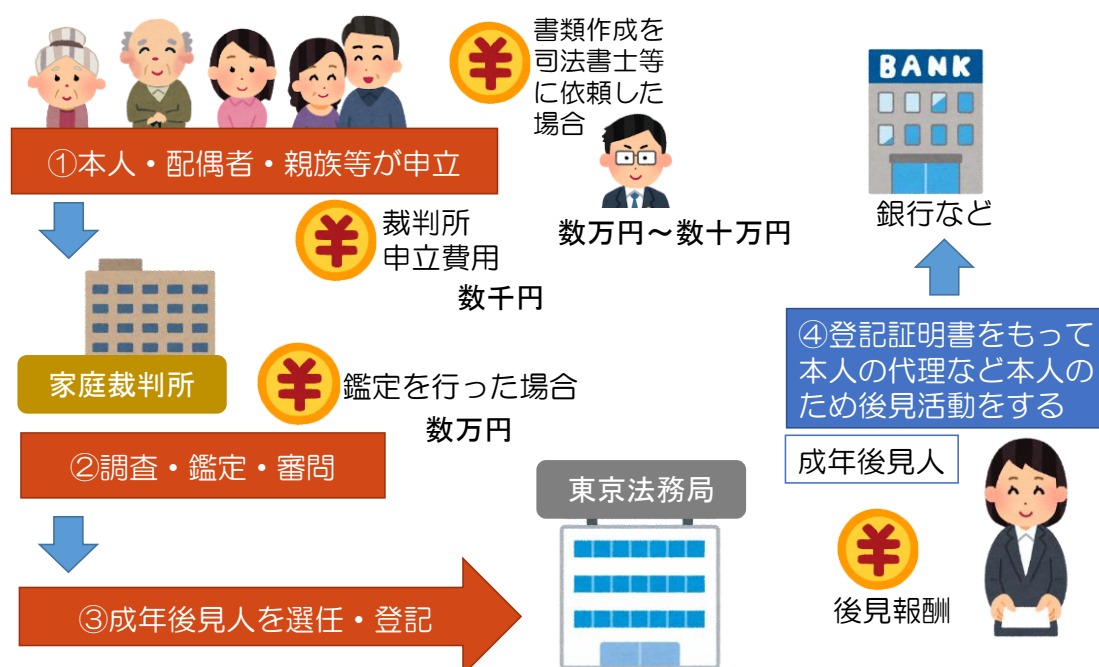
長女: わかりました。家庭裁判所には必要な書類をもって本人と一緒にいけばいいのですか。

相談員: 書類を揃える段階で裁判所に申立ての連絡の電話をして、その際に面談が必要かどうか確認してください。

申立て後は、裁判所職員から事情を尋ねられたり、問い合わせがあることもあります。その後、家庭裁判所から審判書が届き、法務局に成年後見登記されます。

長男: 費用はどのくらいかかりますか。

申立ての流れと費用



31

相談員: 費用が必要なタイミングですが、最初は申立ての時です。診断書や収入印紙、切手代などが数千円程です。申立てに係る費用は原則として申立人が負担します。

申立て書類の作成を弁護士や司法書士に依頼することもできますが、書類作成手数料が別途数万円から数十万円必要になります。

次に診断書以外に本人の判断能力について、鑑定が必要と裁判官が判断した場合には精神鑑定費用が少なくとも数万円必要になります。

最後に後見人が第三者である場合は後見報酬が必要となります。それぞれの具体的な費用については13頁をご確認ください。

長男: 後見人のことですが、私たち親族でもできるのか、第三者といわれる人をお願いしたほうがいいのでしょうか。それから、申立てをしてから後見人が決まるまでは何日くらいかかりますか。

後見人の担い手

最高裁事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況 平成30年1月～12月より

第三者後見人 約77%

法人



市民後見人



専門職後見人

弁護士



司法書士



社会福祉士



親族後見人 約23%



32

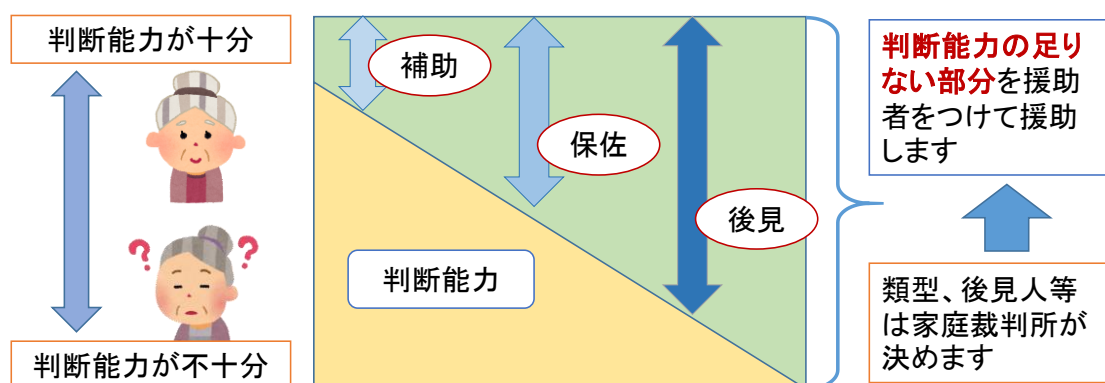
相談員:平成30年の最高裁判所家庭局が公表している資料では、親族が後見人になる割合は全体の23%で、そのうち、子供が親の後見人等になる割合は52%でした。

全体の77%は弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職の他、法人や、市民後見人でした。なお、市民後見人とは、一般の市民が専門機関による養成研修を経て選任されています。

誰が後見人になるかは家庭裁判所の審判によって決まります。
また、申立てから後見人が決まるまでの期間は2か月以内が77.3%でした。

長女:後見人の担い手は専門職が多いのですね。申立てをしたら母にも後見人がつくのでしょうか。

後見・保佐・補助の3つの類型



判断能力の程度	類型	援助者	援助される人	援助のための権限
不十分	補助	補助人	被補助人	限定同意権 + 限定代理権
著しく不十分	保佐	保佐人	被保佐人	法定同意権 + 限定代理権
欠けているのが通常の状態	後見	成年後見人	成年被後見人	包括的な代理権

29

相談員: 法定後見制度には後見・保佐・補助という3つの類型があり本人の判断能力に応じて援助者を家庭裁判所が決めます。後見、保佐、補助の類型では、本人の判断能力の程度に応じて必要かつ相当な保護の内容・範囲が定められています。

後見類型では、重度の認知症などで本人の判断能力が欠けているのが通常の状態にあるため、後見人は本人に代わって全ての法律行為を代理することが出来る包括的代理権が与えられます。

また、日用品の購入以外について本人が行った法律行為を取り消すことができる取消権などを含め広い範囲の権限を持ちます。

保佐類型では、判断能力が著しく不十分な方を対象としていますので、保佐人には当然に代理権が与えられるのではなく、本人ができることは自分で行い、できない部分だけ本人を援助することができるよう、本人の保護の必要性に応じて、家庭裁判所が審判により特定の法律行為についての代理権を付与します。たとえば、保佐人が本人に代わって預貯金の管理をするについて本人が同意し、家庭裁判所において保佐人に代理権を付与するという審判がされれば、保佐人は本人に代理して行うことができます。

補助類型の場合では、判断能力が不十分の方が対象となっていますので、保佐の場合と同様に、本人の保護の必要性に応じて代理権が付与されます。

また、お母様のように訪問販売で不利益なものを購入するなどの問題がある場合には、特定の法律行為については、あらかじめ同意を与える同意権や、本人が同意なく行った法律行為を取り消すことが出来る同意権や取消権というものがありますが、それらの範囲や内容については申立てを進める中で検討していきましょう。

長女: 母は認知症の診断があるのですが、全てわからないわけではありませんし出来ることもまだあると思います。

弟は海外勤務でいつ日本に戻れるかわかりませんし、私も母の家までは遠いので出来れば第三者にお願いしたいと思いますが、後見人はどのようなことをしてくれるのですか？

申立に必要な書類と費用 (後見開始の申立の場合)



申立書

- ③ 診断書 (数千円程度 成年後見制度用)
- ③ 申立手数料 (800円分の収入印紙)
- ③ 登記手数料 (2,600円分の収入印紙)
- ③ 郵便切手 (数千円程度)
- ③ 鑑定費用 (裁判官が必要と判断した場合 数万円程度～)
- ③ 本人の戸籍謄本・住民票など



後見人の役割

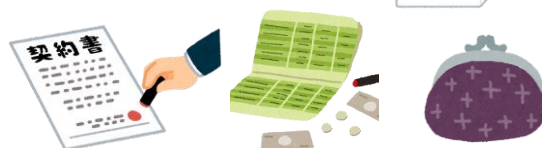
① 財産管理

- 預貯金や不動産などの財産の管理
- 年金収入や家賃収入などの収入の管理
- 施設使用料や保険料などの支出の管理



② 身上の保護

医療に関する契約や支払い、介護等に関する契約、
住まいに関する契約、施設に関する契約など、
お財布の中身を見ながら本人らしい生活を整える



34

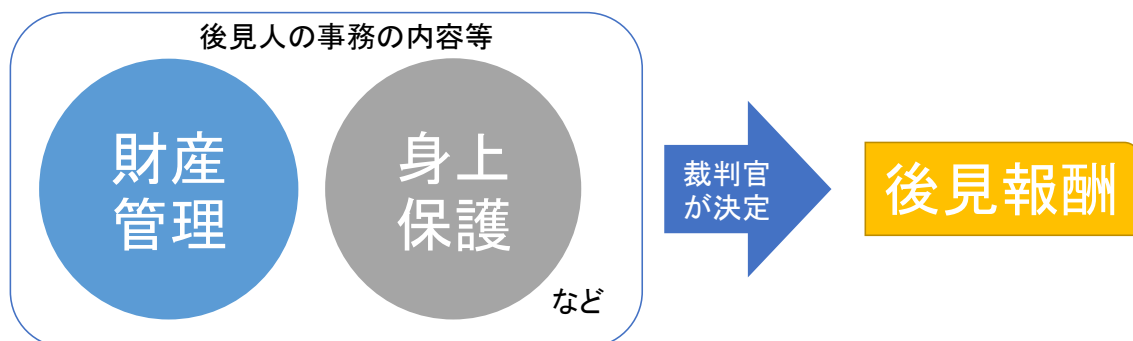
相談員: 後見人等の役割は大きく分けて財産管理と身上保護があります。
財産管理は預貯金の管理や、年金収入や必要な支出の管理などを行います。
身上保護というのは、本人の意思を尊重して、本人らしい生活を整えるために医療や介護に関する契約等の法律行為に関することを行います。

長男: 母の意思を尊重して、母らしい生活を整えてくれるのであれば私たちも安心してお任せできそうですね。

相談員: 後見人がつけば全て安心というわけではなく、出来ないこともあります。
たとえば、後見人は本人を代理しているので入院時の身元保証人にはなれませんし、手術等医療行為について同意する権限はありません。
お母様の意思を尊重して、本人らしい生活を整えるためには後見人だけでなくご親族や、ケアマネさんやヘルパーさん、またご友人や民生委員さんなど多くの人がチームとなってお互いに支え合うことも必要になります。

長男: なるほど。みんなで支え合うことが大切なんですね。そのほうが心強いです。
ところで、第三者の後見人として専門職の方をお願いした場合、どのくらい費用がかかりますか。
職種によって違うのですか。母の年金の範囲で支払えるのでしょうか。

後見人への報酬



- 1 成年後見人等は家庭裁判所へ定期的に事務報告書を提出します。
- 2 後見人等は家庭裁判所へ報酬付与申立てを行うことができます。
- 3 報酬額は裁判官が後見人の事務の内容等を考慮して決定します。

35

相談員: 後見人等の報酬額は後見人が決めるわけではありません。

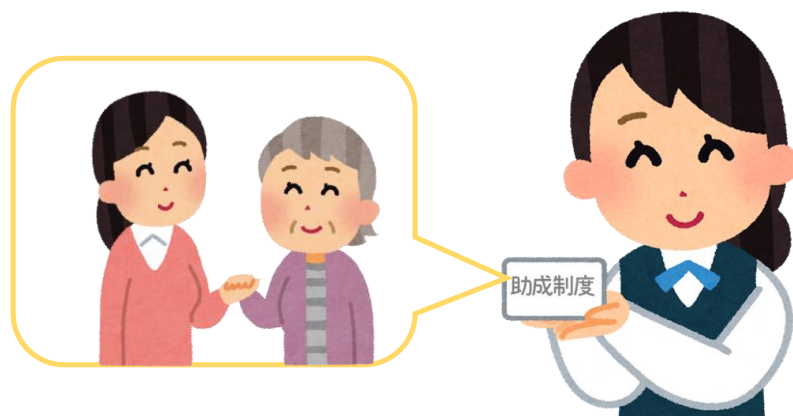
後見人は家庭裁判所に定期的に財産管理や身上保護の内容を事務報告書として提出します。

その際に、後見人は家庭裁判所へ報酬額の決定を求めるために報酬付与申立てを行うことができます。

後見人への報酬額は後見人が行う財産管理や身上保護といった事務の内容等を考慮して裁判官が決定します。

低所得の方へ助成制度

低所得の方でも成年後見制度が利用できるよう、
市町村による成年後見制度の助成制度があります。



36

相談員: 成年後見制度は財産や収入の多寡によって利用できないことがないように殆どの市町では低所得の方への助成制度を整備しています。

成年後見利用支援事業

参考：尾張東部圏域（瀬戸市・尾張旭市・豊明市・日進市・長久手市・東郷町）

申立費用の助成	申請者	◎申立人 (市長申立に限らず、本人や親族が申立を行った場合を含む)
	申請時期	後見等開始審判の確定後
	助成対象となる経費	◎申立費用 ①申立て手数料 ②登記手数料 ③郵便切手代 ④鑑定料 ⑤申立書の添付書類の取得費用 ※①～④は家庭裁判所に実際に支払った費用
後見人等報酬の助成	申請者	◎被後見人等(被成年後見人、被保佐人、被補助人) (市長申立に限らず、本人や親族が申立を行った場合を含む) ※後見人等の代理申請が可能
	申請時期	報酬付与の審判確定後
	助成対象となる経費	◎後見人等の報酬 ◎後見監督人等(成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人)の報酬 ※家庭裁判所が審判した額 ※上限は、後見人等、後見監督人等の報酬を合わせて月額28,000円 ※後見人等及び後見監督人等が親族の場合は助成対象とはなりません。

37

相談員：この地域では、申立て費用と後見人等への報酬が助成の対象となります。

成年後見利用支援事業

参考：尾張東部圏域（瀬戸市・尾張旭市・豊明市・日進市・長久手市・東郷町）

助成対象となる費用	助成対象者	助成対象要件
申立費用	申立人	申立人及び本人（被後見人等）のどちらかが、以下のアからウのいずれかの要件に該当することが必要です。
後見人等の報酬 および 後見監督人の報酬	本人 （被後見人等）	本人が、（１）から（３）のいずれかに該当することが必要です。 （１）生活保護受給者 （２）中国残留邦人等支援給付受給者 （３）以下の①から④すべてを満たす者 ①市町村民税非課税世帯 ②世帯の年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下 ③世帯の預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下 ④世帯員が居住する家屋その他日常生活に必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない

38

相談員：資産要件では、単身世帯で年間収入150万円以下、預貯金350万円以下の方が対象となり、お母様は該当しますので費用の心配はいりませんね。

長男：それは助かります。

長女：これから母のところへ行って話してみます。

相談員：はい。何かあればいつでもご相談くださいね。

長男長女： ありがとうございます。